

キ 鳥獣の種類別許可基準

アからカまでに掲げるほか、許可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を次のとおり示す。

許可権者	鳥獣名	許可基準					被害農林水産物等		
		区域	方法	時期	期間	1人当り捕獲数			
市 町 村 長	カルガモ ¹ 、コウライキジ、キジバト ¹ 、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ ¹ 、ムクドリ、ハシボソガラス ¹ 、ハシブトガラス ¹ 、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ	鳥獣保護区	銃器	4月1日～翌年3月31日	30日以内	必要数	予察表に準ずる		
		休猟区							
		特定猟具使用禁止区域	銃器以外		60日以内				
	上記以外の区域	銃器	4月1日～翌年3月31日 ただし、狩猟期間を除く	30日以内					
		銃器以外		60日以内					
	ツキノワグマ ²	県内一円	銃器	10日以内					
			銃器以外	30日以内					
	ドバト ¹ 、ニホンザル ³	県内一円	銃器	30日以内					
			銃器以外	60日以内					
	<p>1 卵の採取等を含む。 2 人畜に危害を発生させ又は発生させるおそれがあるものに限る。 3 平成15年3月7日付け自環第7221-29号の「特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンザル捕獲事務実施要領」に基づく捕獲許可申請は、長期の許可を認めるものとする。</p>								
知事	ネズミ・モグラ類 ⁴	県内一円	銃器以外	4月1日～翌年3月31日	6箇月以内	必要数	予察表に準ずる		
	ゴイサギ、コジュケイ、ヤマドリ、キジ、カワウ、その他狩猟鳥獣(知事許可のツキノワグマを除く)	鳥獣保護区 休猟区 特定猟具使用禁止区域	銃器	4月1日～翌年3月31日 ただし、狩猟期間を除く	30日以内				
			銃器以外		60日以内				
		上記以外の区域	銃器		30日以内				
	ツキノワグマ ⁵	県内一円	銃器	10日以内					
			銃器以外	30日以内					
	ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、その他非狩猟鳥獣	県内一円	銃器	30日以内					
			銃器以外	60日以内					
	<p>4 農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ず行う捕獲等は、許可を要しない(法第13条第1項)。 ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミは、法の適用除外(法第80条第1項) 5 市町村長に権限移譲した範囲以外</p>								

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

方針

市町村長は有害鳥獣捕獲を安全かつ効果的に実施するため、関係者間の連携を図り有害鳥獣捕獲隊を編成する。

また、併せて協議会の設置や被害防止対策研修会等を実施し、関係機関等の連携強化と被害防止体制の充実に努める。

有害鳥獣捕獲隊の編成及び任務等

ア 市町村長は、有害鳥獣捕獲隊編成計画により有害鳥獣捕獲隊を編成し、各隊ごとの名簿を整備する。

イ 有害鳥獣捕獲隊は、各隊ごとに隊長を定める。

ウ 隊長は関係機関等との連携を図り、捕獲実施時の事故防止等に万全を期す。

エ 隊員は3年以上の狩猟登録の経験がある者のうちから適任者を選任する。ただし、銃器を使用する場合は、捕獲従事前1年以内に狩猟者登録を受けた者に限る。

オ 隊員は法令を遵守し、捕獲に伴う危険防止に積極的に努める。

カ 著しく被害を及ぼし、かつ、その行動圏が広域な鳥獣の捕獲等については、近隣市町村が連携を図り同日に捕獲実施をするなど、より効果が期待できる捕獲方法の活用を検討する。

なお、必要に応じて、近隣の市町村の有害鳥獣捕獲隊員も従事者に加えられるものとする。

対象獣名	対象地域	備考
有害鳥獣	県内一円	市町村が有害鳥獣捕獲隊を編成する。

有害鳥獣捕獲隊編成計画

所 属	市町村名	隊数	隊員数	所 属	市町村名	隊数	隊員数	
前橋環境森林事務所	前橋市	8	59	吾妻環境森林事務所	中之条町	4	60	
	富士見村	3	9		長野原町	3	30	
伊勢崎環境 森林センター	伊勢崎市	8	66		嬬恋村	4	39	
		1	10		草津町	1	12	
	計	20	144		六合村	3	30	
渋川環境森林事務所	渋川市	8	84		高山村	3	28	
		5	21		東吾妻町	5	70	
		4	20		計	23	269	
高崎環境森林事務所	高崎市	10	130		利根環境森林事務所	沼田市	11	110
		10	100			片品村	5	50
		計	20	230		川場村	1	18
藤岡環境森林事務所	藤岡市	4	52	昭和村		2	20	
		2	32	みなかみ町		11	97	
		3	30	計	30	295		
		1	20	太田環境森林事務所	太田市	3	45	
富岡環境森林事務所	富岡市	8	70	館林環境 森林センター	館林市	3	30	
		5	40		板倉町	2	18	
		2	12		明和村	1	11	
		8	34		千代田町	2	16	
		計	23		156	大泉町	2	16
		桐生環境森林事務所	桐生市	10	90	邑楽町	2	20
3	65			計	15	156		
計	13			155	桐生市	10	90	
				みどり市		3	65	
				計		13	155	
合 計						171	1,664	

4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可基準は、8頁の1に加えて次によるほか、特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるように行うものとする。

許可対象者	市町村長又は特定鳥獣保護管理計画の目的達成のため、特に必要が認められる者
鳥獣の種類	ニホンジカ、ニホンザル、ニホンカモシカ
鳥獣の数	特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数であること。
期間	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること（1年以内） 希少猛禽類の保護及び繁殖に支障がある期間は、避けるよう考慮すること。 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。
区域	特定鳥獣保護管理事業計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
方法	法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域においては、使用が禁止される鉛製銃弾は使用しないものとする。 猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用に努めること。
留意事項	ニホンカモシカの捕獲等に当たっては、別に定める「カモシカ個体数調整の進め方」に基づき適正に対応すること。

ニホンカモシカの捕獲等には、文化庁長官の特別天然記念物カモシカ現状変更許可も必要となる。

5 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、8頁の1に加えて、原則として次の許可基準によるものとする。

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期 間	区 域	捕獲方法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として法第12条第1・2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
傷病により保護を要する鳥獣の保護	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者			必要と認められる区域	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)	6箇月以内	原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。なお、「養殖している鳥類の過度の近親交配の防止」を目的とした捕獲等は、原則として住所地と同一の区域とする。	網、わな又は手捕
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体	6箇月以内		
伝統的な祭礼行事等に用いる	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲等又は採取等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限の捕獲とし、行事等に用いた後は放鳥獣(致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内		原則として法第12条第1・2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
鳥獣の保護その他公益に資すると認められる	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取扱うものとする。				